

| | | | |
|---|---|---|--|
| 第1回 定例教育委員会議事録 | | 日 時 : 令和3年1月25日(月) | |
| | | 場 所 : 菱刈庁舎3階中会議室 | |
| 開会、閉会に関する事項 | | 10時00分 開会 11時03分 閉会 | |
| 教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰 | 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名 | 総 務 課 長 万 膳 正 見 学 校 教 育 課 長 松 元 浩 幸 社 会 教 育 課 長 轟 木 成 実 スポーツ推進課長 平 崎 祐 実 学校給食センター所長 丸 目 良 平 書 記 浅 山 典 久 書 記 中 原 百 恵 | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | |
| 審 議 状 況 | | | |
| <p>(森教育長) ただいまから令和3年第1回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和2年第12回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(浅山係長) 令和2年第12回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和2年第12回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の12月25日から1月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明しま す。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員お願いいたしま す。 (永野委員)</p> | | | |

はい。特にございません。

(教育長)

では、久保田委員お願いいたします。

(久保田委員)

特にありません。

(教育長)

はい。長野吉泰委員お願いいたします。

(長野吉泰委員)

特にございません。

(教育長)

今回は、冬休み等もありましたし、行事もほとんど中止ということでありましたので、また、今後よろしくお願いいたします。

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項が1件、付議事件が6件ございます。

まず、報告事項に入ります。

報告第1号「財産の取得について」、事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第1号「財産の取得について」を説明いたします。

定例会資料は、3ページをお開きください。

本件につきましては、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会に付すべき額の2,000万円以上の金額でしたので、12月議会に追加議案として上程する必要がございました。「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項」の規定により、臨時代理を行い、同条第2項に基づき報告するものでございます。

4ページをお開きください。

今回取得する財産につきましては、小学校3年生以下の児童用タブレットパソコン587台と、それに伴うソフトウェアで、契約の方法は、随意契約。取得金額は、3,780万5,735円。契約の相手方は、鹿児島市金生町4番10号の富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店となっています。

なお、本件につきましては、1月8日の議会本会議において議決されましたので合わせて報告いたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ありがとうございました。

ご質問・ご意見等ないようですので、報告第1号については、承認ということによろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

報告第1号「財産の取得について」は、承認されました。

では、付議事件に入ります。

議案第1号「伊佐市立小・中学校の情報通信技術環境整備基金条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第1号「伊佐市立小・中学校の情報通信技術環境整備基金条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、5ページになります。

本日の報告でもございましたけれども、文科省は、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」や、「GIGAスクール構想」により、児童生徒ひとり1台端末の整備など、学校におけるICT環境整備を急速に進めたことから、伊佐市におきましては、多額の費用を投じて学校のICT環境を整備したところでございます。

今後は、これまで整備したICT機器の維持、管理、更新を効率的・効果的に実施していかなければならないことから、係る経費を積立て、一過性でない持続した学校環境整備に資するため、条例を制定するものでございます。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。

6ページをお開きください。

第1条（設置）は、先ほど説明しました目的ということになります。

第2条以下につきましては、第4条（運用益金の処理）ということを除きまして、昨年議決していただきました伊佐市立小中学校未来の教室基金条例と同じ条文となっております。

第2条（積立て）では、「基金として積み立てる額は、伊佐市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」といたしております。

第3条（管理）では、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」としております。

第4条（運用益金の処理）、未来の教室基金では、予算に計上して、この基金に編入するものとするとしておりましたが、この基金では、「基金の運用から生ずる収益は、基金の運用から予算に計上して、整理する。」としまして、利息は、この基金に積み立てないようにいたしました。

第5条（処分）では、「基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。」といたしております。

第6条（委任）では、「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。」としております。

また、「この条例は、公布の日から施行する。」といたしました。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

今回整備するパソコンやその他の機器が、数年後には買い換えないとはいけないとか、補修をしなければいけないということになりますが、相当額を要しますので、前もってそのために基金を積みあげておいて、対応していきたいという条例でございます。

(永野委員)

ちょっといいですか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(永野委員)

基金条例は問題ないですけれども、運用としては、毎年予算の中から一定額という考え方なんですか。それとも、予算に応じていつも変動するということなんですか。

(万膳課長)

はい。次の更新まで5年とか10年とか期間がかかりますけれども、総額で約3億円程度予定をして

おりまして、毎年7千万円相当を積み立てるということになっております。

(永野委員)

はい。わかりました。

(教育長)

はい。その他ございませんでしょうか。

ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第1号「伊佐市立小・中学校の情報通信技術環境整備基金条例の制定について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第1号は、議決されました。

次に、議案第2号「伊佐市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第2号「伊佐市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、7ページになります。

まず、制度の概要をお話いたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが学校の管理下における児童生徒等の負傷、疾病、障がい又は死亡などの災害について、当該児童生徒等の保護者等に対して医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金の支給を行う共済制度のことです。

センターと災害共済給付の契約をした伊佐市は、保護者負担額と設置者（伊佐市）自らの負担額を合わせた額を、センターに負担しております。保護者が経済的理由により、保護者負担額を納付することが困難であると認められるとき、つまり、要保護又は準要保護者である場合は、これを徴収しないことができますとされております。

国はこの徴収しないこととした免除額を補助対象経費として、国からセンターに対して補助をいたします。

センターがこの補助金の交付を受けた場合には、伊佐市がセンターに支払う額は、保護者負担額と設置者（伊佐市）自らの負担額を合わせた額から、免除額に係る補助金相当額を差し引いた額が伊佐市が負担する額となりますけれども、センターが免除額を補助対象経費に計上するためには、公立学校設置者（伊佐市）が徴収することとなっている保護者負担額をあらかじめ定めたうえで、要保護児童生徒等の保護者から当該額を徴収しないことの明記が必要であるということで、これは、会計検査の指摘もございました。センターからの依頼を受けまして、規則を制定するというところでございます。

このため、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、8ページの方をお開きください。

具体的規則でございませけれども、第1条の趣旨は、今お話ししましたとおりでございます。

第2条負担金の額としまして、保護者から徴収する1人当たりの年間の負担金の額は、小学校及び中学校が、アとしまして、一般児童生徒が460円。イとしまして、要保護児童生徒が20円。ウとしまして、幼稚園が200円となっております。

第3条(負担金の免除)でございませけれども、免除することができるものとして、第1号「生活保護法第6条第2項の規定する要保護者」、第2号が、「前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると伊佐市教育委員会が認める者」。これが、準要保護者のことでございます。

第4条(負担金の納入)では、「負担金は、毎年度、校長又は園長が保護者から徴収し、伊佐市教育委員会が指定する日までに納入しなければならない。」としております。

第5条(委任)では、「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。」としております。

最後に、「この規則は、令和3年4月1日から施行する。」としてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

議案第2号「伊佐市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第2号は、議決されました。

次に、議案第3号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第3号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

定例会資料は、9ページになります。

また、参考資料としまして、現規則を添付してございますので、そちらも参考をご覧ください。

今回の改正は、社会教育課とスポーツ推進課の組織機構及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

具体的には、スポーツ推進課を文化スポーツ課とし、文化芸術係を社会教育課から文化スポーツ課の所管といたします。

別添の新旧対照表をご覧ください。

1ページでございます。

第26条第1項の表がでございます。表の中で、スポーツ推進課を文化スポーツ課に改め、社会教育課の係の中で、文化芸術係を文化スポーツ課に移し、国体推進係を国体係に名称を改めます。

また、別表第1の事務分掌表の中で、社会教育課の文化芸術係及びその分掌事務を削り、次の2ページになりますけれども、課名を文化スポーツ課に改め、文化芸術係を追加。分掌事務に、文化交流に関することを追加し、6つの分掌事務といたします。また、国体推進係を国体係と改め、スポーツ係の方にスポーツ交流に関することを追加いたします。この分掌事務の追加は、文化やスポーツ合宿などの交流を通じて、市の活性化を今後図っていかうというものでございます。

最後に、「この規則は、令和3年4月1日から施行する。」といたしております。

以上でございます。

(教育長)

はい。これは、以前、文化スポーツ課という課を菱刈庁舎に置いておりましたが、高校総体と国体の開催に合わせ、また、カヌー艇庫ができたということに関しまして、スポーツ推進課という形で

カヌー艇庫の方に事務局を置きまして、高校総体、それから、国体の推進について、そこに専従的に取り組んでいただくという形でおりましたけれども、高校総体が終わり、そして、国体は、延期という形になったものですから、菱刈庁舎の方にまたスポーツ推進課を返す形にして、そして、社会教育課の方でもっている文化面をスポーツ推進課の方に合わせて、以前の形に戻したいということでございます。

なお、新しくできた課のなかで、社会教育課の方もそうですけれども、課内の経理に関するということを加えてあります。これは、これまで総務課の方で施設の経理を全部しておりましたが、社会教育課、スポーツ推進課が自分たちで管理するところの経理的なものが把握できないというようなことで、自分たちの施設がどのように運用されているかということをも更に詳しくわかるためには、それぞれの課で経理をした方がいいのではないかとということであります。総務課の分量が非常に多い状況でもありました。

もう一つは、文化の交流、スポーツ交流というところが、これまでは、業務の中に明確に入ってなかったもので、入れてあります。市長は、スポーツや文化において街の活性化を図りたいという強い思いをもってありますので、この文化スポーツ課の方で、文化交流、スポーツ交流、ある面では、合宿等もあります。合宿等も開拓していくというでもございます。

そのような形で進めまして、今後においては、文化スポーツというのは、街の活性化につながっていきますので、市長部局の方に移行した方がいいのではないかと考えておりますが、今のところでは、教育委員会のなかで、先駆けとして方向性をつけていければと考えているところでございます。菱刈庁舎に文化スポーツ課がくることによって、教育委員会のさらなる一体感も生まれてくるのではないかと思います。スポーツ推進課長は、カヌー艇庫、菱刈庁舎を行ったり来たりして、本当に大変だったと思います。また、職員もカヌー艇庫から総合グラウンドまで行くのに相当時間がかかるわけでありまして、今後一体化を図って、教育委員会を一層充実していきたいと考えております。

ただいまの、事務局の説明と私の説明も含めまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ご意見・ご質問等ないようですので、議決に入りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

議案第3号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第3号は、議決されました。

次に、議案第4号「組織機構改革に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第4号「組織機構改革に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、11ページになります。

先ほどの議案第2号の改正に伴い、3つの規程の改正を行うものでございます。伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

左記のほどの別添の新旧対照表3ページをご覧ください。

参考までに、資料第2で訓令の資料集を付けてございますので、そちらの方を参考までにご覧ください。

新旧対照表で、主に説明をいたします。

まず一つ目ですが、「伊佐市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正」になります。

第4条代決につきまして、第1項中「スポーツ推進課長」を「文化スポーツ課長」に改めます。

それから、下の方になりますけれども、文化芸術係の所管の変更によりまして、3ページから5ページにかけてありますように、別表第3の社会教育課の表及びスポーツ推進課の表の決裁事項を入れ替え、文化スポーツ課に名称変更もいたしてございます。

次に5ページの真ん中になります。

2番目の訓令としまして、「伊佐市文化会館運営審議会規程の一部改正」になります。

第5条中、「社会教育課」を「文化スポーツ課」に改めるものでございます。

文化会館運営審議会は、文化スポーツ課の所管になるということでございます。

最後に3番目の規程でございますが、5ページの下でございます。

「伊佐市教育委員会施策検討会議に関する規程の一部改正」になります。

第3条第4号中「スポーツ推進課長」を「文化スポーツ課長」に改めるものでございます。

これらの訓令でございますけれども、定例会資料の13ページの一番最後のところにでてきますけれども、「この訓令は、令和3年4月1日から施行する。」ということでございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、議決に入りたいと思います。

議案第4号「組織機構改革に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第4号は、議決されました。

次に、議案第5号「伊佐市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第5号「伊佐市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、14ページになります。

先ほどの議案第2号に伴い、条例を改正するものでございまして、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

具体的には、先ほどの別添の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の6ページになります。

上の方ですが、第7条中「スポーツ推進課」を「文化スポーツ課」に改めるということの表記だけでございます。

最後、施行についてですが、資料の15ページに戻っていただきまして、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」ということでしたしております。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

はい。では、議決に入りたいと思います。

議案第5号「伊佐市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第5号は、議決されました。

次に、議案第6号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第6号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、16ページになります。

今回の改正は、令和2年開催予定であった第75回国民体育大会が令和5年度に延期となり、同大会の名称が「特別国民体育大会」に決定になったことに伴い、所要の改正を行うもので、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

条文の方が分かりやすいので、別添の新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の6ページの下の方でございますが、第1条で、この設置の目的等を書いてございます。このなかで、第1条中、「第75回」というのを「特別」ということに表記を変えるということでございます。

この施行が、定例会資料の17ページでございます。

会議が始まる前に、差し替えをさせていただきました。「この条例は、公布の日から施行する。」ということで、施行日をさせていただきます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ありがとうございました。ご質問・ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第6号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第6号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議等の討論等に入ります。

前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

学校給食センター所長から2月22日に予定しています総合教育会議の内容について、概要を説明してもらいたいと思います。

学校給食センター所長お願いいたします。

(丸目所長)

はい。着席したままで、説明をさせていただきます。

お手元に、別添で令和3年2月22日開催「伊佐市総合教育会議資料（概要版）」ということで、準備してございます。

概要版といたしましたのは、フロー図とか、参考的資料が本日までできあがっておりません。当日は資料編として、別に添える予定であります。ご了承ください。

それでは、要点のみを簡単にとおってまいります。

学校給食業務における民間活力の導入につきまして、始めに上段の部分で、昭和60年1月文部省の文部省通知に基づき、全国的に学校給食の民間活力導入というものが進んでまいり、平成30年度の全国調査でもう既に50%が達成されていますということが書いてあります。

中段になりますと、本市におきましても、アウトソーシングを推進する。また、技能労務職については、定年退職者の補充は行わないということが明記されております。それに基づきまして、現在では、調理従事者のほとんどが臨時職員等が占めているということが書いてあります。

このような状況のなか、今後、事業を効率的に運営していくために、学校給食の一部業務の民間委託について議論する時期が到来したと考え、本日の総合会議の議題とさせていただきますといたしました。

2番目に、本市の現状と課題です。

先ほど申しましたように、調理従事者のそのほとんどが臨時職員化されており、人件費を主とする運営コスト面では、既に民営化と同等の水準にあるといえます。

一方、年齢の構成につきまして書いてございますけれども、やはり今後、退職に伴う人員の確保とか、業務指導などが不可欠になると考えております。

また、調理業務従事者の全員が、会計年度任用職員のみになった場合のリスクについて、2ページにわたって書かせていただきました。

3番目にいきます。

県内の動向です。

全国では、既に50%を超えておりますが、鹿児島県内においても、ここ数年、その比率が高くなっています。

昨年5月1日現在の調査におきまして、共同調理場71箇所のうち、33箇所46.5%が委託済みです。

19市に限ってみますと、54.5%になります。

未実施は、伊佐市を含めて6市です。

そして、新たに垂水市が令和3年度予算に委託費を予算計上し、9月から運用を開始するという情報がございまして。

4番目に民間委託のメリットですが、これは一般的に言われているメリットです。

デメリットについては、伊佐市を想定したデメリットを書かせていただきました。

メリットにつきましては、「経費削減・施設設備改善」、「労務管理の軽減」、「栄養教諭の業務の改善」、「民間ノウハウの活用」柔軟性があるということを書かせていただいております。

2ページの下の方から、デメリットを3点ほど書かせていただきましたが、伊佐市は、先ほどから申しますように、既に正規職員が一人しかおりません。削減を図っているために、その効果が限定的であると言えます。

3ページに移ります。

対象となる正規職員、会計年度任用職員の処遇について、十分な配慮が必要である。これは、注意点というふうに捉えていただきたいと思います。十分配慮して進めていく必要があると考えられます。

また、現行法「労働者派遣法」と言われておりますけれども、栄養教諭が個々の調理員に直接指示ができませんので、業務上の指示命令が伝わりにくいことが想定されます。

メリットにも書いてありますけれども、これも一般的に言われているデメリットの部分でございます。

大きな5番で、民間委託についてのポイントを5点まとめてみました。

1番目ですが、「想定される業務の範囲と基本的条件」です。

「表1」に掲げました13の業務区分がありますけれども、「献立の作成」は、先ほどの昭和60年文部省通知により、委託の対象としないことが明記されております。

そのほか、教育の根幹に関する業務につきましては、設置者たる市が責任をもって実施しますので、調理、配送、回収、洗浄、清掃などの作業部門や、それに付随する施設の日常管理業務に限定されると考えられております。「表1」の○によって、整理しております。

2番目に、先ほどからありますように、現在いる「調理業務に従事する市職員及び会計年度任用職員の処遇」につきましては、慎重に配慮しながら進めなければならないとされております。

3番目です。「受託業者の要件」につきましては、これも一般的に基本的要件となりますけれども、将来、具体的なところは委託仕様書に書かれていくこととなります。

①から⑤までの要件が考えられます。

4ページをご覧ください。

「委託業者の選定方法」ですけれども、価格競争だけでなく、総合的判断に基づいてということを一一般的に言われます。つまり、企画提案型、プロポーザル方式をとっているところがほとんどです。そのことを書いております。

5番目につきまして、「民間委託の手続き」のフロー図の例ですが、フロー図等は、先ほど申しましたように、今後、準備をいたします。

やはり、民間委託については、保護者、関係職員、議会の同意を得て推進することが大切です。①から⑯まで、考えられる手続き、流れを書かせていただきました。同時進行、若しくは、順番が入れ替わることがあるかもしれませんが、このような作業という工程になると思います。

6番は、今までのところと重複するところがございますが、特に①ですが、まずは、「民間委託以外の方法はないか。経費面の課題はないか。」ということ、行政改革推進係も特に言っております。特に伊佐市の場合は、人件費等で効果がでてきたということが一番ネックになってくることとなります。例えば、人材派遣の活用や全調理員の会計年度任用職員化、現在の直営を堅持するということも考えられますけれども、それぞれのメリット・デメリットについての比較検討が必要と思われます。特に、本市においては、委託料がどのように推移するか注視する必要がありますし、また、委託に際し、設備改修など初期投資の費用を想定しておかなければなりません。

②以降につきましては、推進する方向性が示されたらという意味合いで書いております。「委託の業務項目について」、また、「委託開始時期について」、これにつきましても、標準的なスケジュール例を提示すると考えております。

5ページをお開きください。

④の「委託事業者の選定方法について」は、先ほど述べたとおりです。

⑤につきましては、「衛生管理・アレルギー対応について」、これはもう、委託化如何にかかわらず、学校給食事業では最優先事項ですので、仕様書等に詳細に定めなければならないと思います。

⑥、⑦については、記載のとおりです。

おわりに、給食の現場では、人がひとり替わっただけでも、極度の緊張を強いられます。なぜなら、衛生管理全体のレベルが、新人のレベルまで引き下がる可能性があるからです。これは、樽の側板一枚が欠けることでよく例えられますけれども、液体が一気にその欠けたところまで下がってしまいます。人が頻繁に入れ替わることで、リスクが高まることを知っていただきたいと思います。幸い大事には至っていませんが、「ヒヤリ・ハット」事例も稀に起こっています。また、「熟練者を企業等に引き抜かれる」、「募集しても適任者が見つからない」、そして、「入所しても高度な衛生管理についていけない」という現実もあります。そのような現実なことを背景にして、今回、会議の議題とさせていただきます。

最後のまとめとしましては、学校給食は、学校教育の一環であり、次代の伊佐市を担う児童生徒が、将来にわたって、健康な生活を送ることができるという健康づくりの観点からも、重要な役割を果たしています。このことは、伊佐市の教育振興基本計画にある「生きる力」、「豊かな感性」、あるいは、「心身ともにたくましい山坂達者な青少年」という表現からもくみ取ることができます。

心豊かで生きる力にあふれ、そして、心身ともにたくましい子どもたちの育成のために、学校給食を絶えず検証することは、子どもたちの成長を見守ることと同じく、教育の役目であり、市の責務であると考えます。

今後、学校給食がより良い方向に向かうよう、協議が進むことを切望して終わります。

以上です。

(教育長)

はい。2月22日の市長との「総合教育会議」の中で、給食センターの外部委託について、色々な意見を交わし合う場にしていければと思います。

皆様方のご意見も、この「総合教育会議」のなかで、色々とお出しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、給食会計の公会計化ということも話題になっておりまして、公会計化というのは、今、学校が給食費を扱っているんですけど、これを市役所のなかでやっていく方向です。この方向についても、また研究していかないといけない時期にきているようでございます。

その他、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、特にないようですので、これをもちまして、令和3年第1回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。